

中小事業者等の事務負担の軽減措置

目的・背景

軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、現行制度においてはこうした取引についても適格請求書の保存が必要となる。しかし、適格請求書制度の円滑な移行とその定着を図る観点から、一定規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟に対応できるよう事務負担の軽減措置が講じられる。

税制措置の内容

大項目	内容
適用対象者	基準期間（前々年事業年度）における課税売上高が1億円以下である事業者 ※基準期間における課税売上高が1億円超である場合も、前事業年度開始の日以降6ヶ月の期間（特定期間）の課税売上高が5,000万円以下である場合は特例の対象とする。
税制措置	税込1万円未満の課税仕入れについては、適格請求書の取得・保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能とする。 ※課税仕入れに係る1商品ごとの金額により判定するのではなく、一回の取引の合計額が1万円未満であるかにより判定
適用期間	令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に生じる課税仕入れ（適格請求書制度の施行から6年間）

※現行では、税込3万円未満の課税仕入取引については請求書等の保存なしで仕入税額控除を適用することができるが、制度開始以後は自動販売機等一定の適用除外を除き、金額に関わらず格請求書の保存が必要とされている

※個人の場合の「基準期間」は前々年、「特定期間」は前年となる